

低入札価格調査制度に関する改定について

1. 低入札調査及び特別重点調査を実施する調査基準価格の改定

JSにおいては、低入札調査及び特別重点調査を実施しておりますが、より一層の品質確保等の観点から低入札調査及び特別重点調査を実施する調査基準価格を改定いたします。

(1) 低入札調査を実施する調査基準価格

低入札調査を実施する調査基準価格は、下記の各工種の額の合計額に満たない場合とし、その額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10、9/10を超える場合は9/10とします。

土木工事

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費等×30%

建築工事

(直接工事費-現場管理費相当額¹)×95%+共通仮設費×90%
+ (現場管理費+現場管理費相当額¹)×70%+一般管理費等×30%

1 現場管理費相当額=直接工事費×10%

機械・電気設備工事

機器費×88%+直接工事費×95%+共通仮設費×90%
+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費)×70%+一般管理費等×30%

(2) 特別重点調査を実施する調査基準価格

低入札調査を実施する調査基準価格の見直し等に伴い、特別重点調査を実施する調査基準価格の算定割合を下表のとおりとします。

なお、特別重点調査の実施対象は、入札価格が低入札調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳の各費用(土木工事は「直接工事費」、「その他経費の合計」、建築工事は「直接工事費から現場管理費相当額¹を減じた額」、「その他経費の合計」、設備工事は「機器費」、「直接工事費」、「その他経費の合計」)の金額のいずれかが、各々、予定価格の積算内訳に下表の該当する率を乗じて得た各費用の金額に満たない場合とします。

土木工事	直接工事費		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	75%		70%	70%	30%
建築工事	直接工事費-現場管理費相当額 ¹		共通仮設費	現場管理費+現場管理費相当額 ¹	一般管理費等
	75%		70%	70%	30%
機械・電気設備工事	機器費	直接工事費	間接工事費+設計技術費		一般管理費等
	73%	75%	70%		30%

2. 適用日

平成21年7月1日以降に公告する工事について適用します。

【問合せ先】 日本下水道事業団

経営企画部調査役 鈴木 一好

TEL 03-6361-7820 FAX 03-3359-6365

E-mail Suzuki02@jswa.go.jp

事業統括部事業課長 久保 二郎

TEL 03-6361-7830 FAX 03-3359-6370

E-mail Kubo@jswa.go.jp